

人事委員会勧告等の概要について

人事委員会勧告等の概要について

徳島県人事委員会は、令和元年10月18日、徳島県議会議長及び徳島県知事に対して職員の給与等について報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

1 職員の給与と民間給与との比較

<月例給>

公民比較		公民較差	
民間給与 (A)	職員の給与 (B)	較差額 (A-B)	較差率 (A-B)/B
366,444円	366,078円	366円	0.10%

(注) 「職員の給与」は民間事業所の従業員と給与比較することができた行政職給料表適用者の平均給与

<期末手当・勤勉手当(ボーナス)>

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数
4.52月	4.45月

2 本年の給与改定

(1) 給料表

ア 行政職給料表

初任給及び若年層の改定を行った人事院勧告に準じて引上げ

イ その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に引上げ

(2) 諸手当

ア 住居手当

本年の人事院勧告を踏まえ、本県における状況を勘案し、手当の支給対象となる家賃額の下限を2,000円引上げ(12,000円→14,000円)。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況を踏まえ、手当の上限を1,000円引上げ(27,000円→28,000円)。

手当額が1,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の措置。

イ 期末手当・勤勉手当

職員の年間平均支給月数（4.45月）と、民間企業で支払われた特別給の支給割合（4.52月）との均衡を図るため引上げ。

4.45月分 → 4.50月分

また、勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分

<一般の職員の場合の支給月数>

		6月期	12月期	計
令和元年度	期末手当	1.30月(支給済み)	1.30月(改定なし)	2.60月
	勤勉手当	0.925月(支給済み)	0.975月(現行0.925月)	1.90月
	計	2.225月	2.275月	4.50月
2年度以降	期末手当	1.30月	1.30月	2.60月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月
	計	2.25月	2.25月	4.50月

(3) 勧告に基づく改定額（率）

ア 月例給（行政職） 334円（0.09%）

（内訳 給料327円 はね返し分（注）7円）

（注）給料の改定に伴い諸手当の額が増減する分

イ 平均年間給与（行政職） 本年度 約2.4万円増 *行政職平均年齢 43.7歳

(4) 改定の実施時期

給料表及び諸手当の改定は平成31年4月1日

ただし、住居手当及び令和2年度以降の期末手当・勤勉手当の改定は令和2年4月1日